

2026年5月14日

各位

会社名 株式会社トライアイズ
代表者名 代表取締役社長 CEO 岩尾俊兵
(コード 4840 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 COO/CTO 小林 尚生
電 話 03 (3221) 0211

有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、ストックオプションとしての新株予約権の発行について決議しましたので、お知らせします。

記

1. 発行の目的及び理由

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を経営上の重要課題と位置付けております。今般、当社の取締役が株主の皆様とより一層の価値共有を図りながら、業績拡大、収益力の向上、継続的な株主還元及び株式市場における評価向上に対するコミットメントを高めることを目的として、業績達成条件付き有償ストックオプションとして本新株予約権を発行することといたしました。

本新株予約権は、連結売上高、連結営業利益、配当金総額及び時価総額に関する一定の業績目標の達成を行使条件としており、対象者に対して中長期的な業績向上及び企業価値向上への強いインセンティブを付与するものです。また、本新株予約権は有償で発行されるものであり、対象者に一定の経済的負担を伴わせることで、業績目標の達成及び株主価値向上に対する責任意識をより明確にする設計としております。

当社は、本新株予約権の発行により、対象者が当社グループの持続的成長に向けた経営戦略の遂行を一層推進し、ひいては当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものと判断しております。

2. 割当対象者の数及び割当数

監査等委員である取締役を除く当社取締役2名 5,054個（505,400株）

3. 新株予約権の割当日（払込期日）

2026年5月29日

4. 新株予約権の概要

(1) 新株予約権の数

5,054個（505,400株）

(2) 新株予約権の目的である株式の数

- ・ 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

- ・ 本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当初 100 株とする。
- ・ 行使価額が調整される場合、目的株式数（当該時点で行使されていない本新株予約権の目的株式数に限る。）は、以下の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 新株予約権の払込金額

1 個につき 20 円（目的株式数 1 株につき 0.2 円）

なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定したものである。

(4) 新株予約権の行使価額

- ・ 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は 835 円とする。
- ・ 本新株予約権の発行後、時価を下回る払込金額をもって新たに当社普通株式を交付する場合その他の一定の事由が生じた場合、行使価額は、以下に定める算式に従い調整される。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 新株予約権の行使可能期間

2026 年 6 月 1 日から 2031 年 5 月 30 日まで

(6) 新株予約権の行使条件

- ・ 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは又は従業員の地位を有している場合に限り、本新株予約権を行使することができ、これらの地位のいずれも喪失した場合、以後、本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職による喪失の場合又は取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ・ 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ・ 上記のほか、当社は、後記第 5 項に記載のとおり、新株予約権者との間で締結する割当契約において、一定の業績目標を達成することを行使条件として定めております。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則に定め

額の2分の1の額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）を資本金として計上し、その余を資本準備金として計上する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ・ 本新株予約権者が上記(6)に定める条件に該当しなくなった場合その他本新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ・ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約又は分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他一定の事項を内容とする議案が当社株主総会において承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社取締役会において承認された場合）において、当社取締役会が別途取得日を定めた場合、当該取得日をもって、1個につき本新株予約権の払込金額に相当する額を取得価額として、当該取得日において残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- ・ 上記のほか、当社は、後記第5項に記載のとおり、新株予約権者との間で締結する割当契約において定める業績目標の達成が不可能となった場合、本新株予約権の全部を無償で買い取ることができる旨を定めております。

(9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合、組織再編行為の効力発生日において、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、以下に掲げる内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、本新株予約権者が有する本新株予約権は消滅する。

- ・ 交付する承継新株予約権の数
効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一とする。
- ・ 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式
- ・ 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数
効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるであろう経済的価値と同等の経済価値を得られるように、承継新株予約権の行使価額を定める。
- ・ その他
上記のほか、承継新株予約権に関する内容は、本要項に定める内容と同一又はこれに準じたものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権証券

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の内容の詳細については、上記の概要のほか、別紙添付の『株式会社トライアイズ第18回新株予約権・発行要項』をご参照ください。

5. 業績目標の達成条件

当社は、新株予約権者との間で締結する割当契約において、本新株予約権の行使条件として、以下に掲げる業績目標を達成すること（各事項を順次達成することをもって足り、全ての事項を同時に達成し又は達成した状態を維持しているか否かを問わない。）を定めています

- ・ 連結計算書類に基づく連結売上高が100億円以上となること。
- ・ 連結計算書類に基づく連結営業利益が、本新株予約権の発行日が属する事業年度の直前5事業年度における連結営業利益のうち最も高い金額を超過すること。
- ・ 連結計算書類に基づく連結営業利益が、2期以上の複数の事業年度（連続する事業年度であることを要しない。）において、0円を超過すること。
- ・ 2期以上の複数の事業年度（連続する事業年度であることを要しない。）において、それぞれ年間総額1億円以上の配当金が支払われること。
- ・ 東京証券取引所における当社の普通株式の時価総額が6か月以上継続して250億円以上を維持されること。

4. 今後の見通し

本新株予約権の発行による当期連結業績への影響は軽微であると見込んでおります。

なお、今後、本件に関して業績予想の修正その他公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします

<発 行 要 項>

株式会社トライアイズ第 18 回新株予約権

商 号	株式会社トライアイズ
新株予約権の名称	株式会社トライアイズ第 18 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
新株予約権の総数	5,054 個
払 込 金 額	新株予約権 1 個につき 20 円 (新株予約権の目的である株式 1 株につき 0.2 円)
申 込 期 日	2026 年 5 月 29 日
払 込 期 日	2026 年 5 月 29 日
払 込 取 扱 場 所	株式会社トライアイズ（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号）
行使請求受付場所	株式会社三井住友銀行 王子支店（東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号）

1. 新株予約権の目的である株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当初 100 株とする。
- (3) 第 3 項に基づき行使価額が調整される場合、目的株式数（当該時点で行使されていない本新株予約権の目的株式数に限る。）は、以下の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 3 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とし、調整後目的株式数は、第 3 項に基づく行使価額の調整が適用される日から同時に適用する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。
- (2) 当初行使価額は、835 円とする。

3. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる事由が生じた場合、行使価額は、下記(2)に定める適用時期以降、以下に定める算式（以下「価額調整式」という。）に従い調整される（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (a) 価額調整式の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
 - (b) 価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除き、気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
 - (c) 価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (2) 価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、それぞれ以下に定めるとおりとする。
- (a) 株式分割等
 - ① 調整事由
当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
 - ② 適用時期
株式分割のための株主割当日の翌日、無償割当ての効力発生日の翌日（当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日とする。）
 - (b) 時価以下発行（普通株式）
 - ① 調整事由
時価を下回る払込金額をもって新たに当社普通株式を交付する場合（下記(c)に掲げる交換証券等の取得と引換えに交付する場合を除く。）
 - ② 適用時期
払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日又は当該交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日
 - (c) 時価以下発行（交換証券等）
 - ① 調整事由
当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる株式その他の証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）（以下「交換証券等」という。）を発行する場合（無償割当てを含む。）であって、交付される当社普通株式 1 株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が時価を下回ることとなる場合
 - ② 適用時期
交換証券等の払込期日（無償の場合は割当日）又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日
 - ③ 適用方法
かかる調整事由に基づく行使価額の調整においては、発行される交換証券等の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして価

額調整式を適用する。

④ 例外規定

上記にかかわらず、交付される当社普通株式1株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が交換証券の発行時点で確定していない場合、当該価額の確定時点において、発行された交換証券等の全てが当該価額の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして価額調整式を適用する。この場合における適用時期は、当該価額が確定した日の翌日とする。

(d) 時価以下行使 (MSCB 等)

① 調整事由

当社の発行した交換証券等の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

② 適用時期

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

③ 例外規定

上記にかかわらず、当該交換証券等に関して、当該調整前に上記(c)による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出する。

- (3) 上記(2)に掲げる各事由に関して、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、当該割当ての効力発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としている場合における適用時期は、上記(2)にかかわらず、当該承認があった日の翌日とする。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までの間に本新株予約権が行使された場合、当該新株予約権者に対して、以下の算式に従い計算された数の当社普通株式を交付する。この場合において、1株未満の端数を生じた場合、当該端数を切り捨て、現金による精算は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (a) 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、資本金若しくは準備金の減少、自己株式若しくは自己新株予約権の取得又は株式の併合により、行使価額の調整を必要とするとき。
 - (b) 上記のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、行使価額の調整を必要とするとき。
 - (c) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (d) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されていると判断されるとき。
- (5) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限り、行使価額の調整は行わない。ただし、その後、行使価額の調整を必要とする事由

が発生し、行使価額を調整する場合、価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

4. 新株予約権を行使請求期間

本新株予約権を行使することができる期間は、2026年6月1日から2031年5月30日まで（当該末日が銀行休業日の場合はその直前銀行営業日まで）とする。

5. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有している場合に限って、本新株予約権を行使することができ、これらの地位のいずれも喪失した場合、以後、本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職による喪失の場合又は取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

6. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

7. 新株予約権の行使方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
- (2) 本新株予約権者は、1個の本新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当社が要請するその他の書類を添えて、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を払い込むことにより行うことができる。
- (4) 行使請求受付場所に対して行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (5) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (6) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、速やかに、社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対して、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

8. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所は、冒頭記載の払込取扱場所又はその業務を承継する銀行若しくはその部署とする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則に定める額の2分の1の額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）を資本金として計上し、その余を資本準備金として計上する。

10. 新株予約権の取得

- (1) 第5項に定める条件に該当しなくなった場合その他本新株予約権者がその有する新株予約権を

行使することができなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 以下に掲げるいずれかの議案が当社株主総会において承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社取締役会において承認された場合）において、当社取締役会が別途取得日を定めた場合、当該取得日をもって、1個につき本新株予約権の払込金額に相当する額を取得価額として、当該取得日において残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
 - (a) 当社が消滅会社となる合併契約
 - (b) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画
 - (c) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画
 - (d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更
 - (e) 本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更
 - (f) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。
 - (g) 特別支配株主による株式売渡請求
- (3) 本新株予約権の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

11. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

12. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

13. 新株予約権者への通知

- (1) 当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。
- (2) 本新株予約権に関して、目的株式数又は行使価額が調整された場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

14. 組織再編時における新株予約権の交付

- (1) 当社が組織再編行為を行う場合、組織再編行為の効力発生日において、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、以下に掲げる内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、本新株予約権者が有する本新株予約権は消滅する。
 - (a) 交付する承継新株予約権の数
効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一とする。
 - (b) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式
 - (c) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数
効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、効力発生日の直前に本新株予約権

を行使した場合に本新株予約権者が得られるであろう経済的価値と同等の経済価値を得られるように、承継新株予約権の行使価額を定める。

(d) その他

上記のほか、承継新株予約権に関する内容は、本要項に定める内容と同一又はこれに準じたものとする。

- (2) 本項において「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により、承継会社等が、本新株予約権に代えて、新たな新株予約権を交付するものをいう。

以上